



4. 免許・資格等

免許・資格

免許・資格の取得には、定められた単位を修得することが必要です。修得した者には、卒業時または卒業後に免許状（証）、修了証、認定証、受験資格証明書等が与えられます。

▼管理栄養学科

免許・資格	授与
管理栄養士	受験資格証明書
栄養士	免許証
教員免許	免許状
食品衛生管理者、食品衛生監視員	単位修得証明書
フードスペシャリスト	受験資格証明書
NR・サプリメントアドバイザー	受験資格証明書

履修登録

- ① 免許・資格課程の授業科目には、所属する学部・学科の卒業単位になるものと、卒業単位にならない免許・資格関連科目があります。
- ② 免許・資格の各課程に共通している科目を履修した場合、その単位はいずれの課程においても有効です。
- ③ 教職課程の「教職に関する科目」のうち、「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」は、いずれの課程にも共通なものです。ただし、「教育課程及び指導法に関する科目」「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」「教育実習」「教職実践演習」には、各課程に共通なものとそうでないものがあります。
- ④ 教職課程の「教科に関する科目」は、指定のある場合を除き、所属する学部・学科の開講科目を履修してください。
- ⑤ 免許・資格課程を履修するには、定められた学年に、履修登録をしなければなりません。登録料、登録期間等は別途掲示等で指示します。詳細についてはガイダンスで説明します。
- ⑥ 免許・資格課程の履修登録後、登録を取り消す場合は届け出てください。

管理栄養士・栄養士

【管理栄養士】

管理栄養士とは栄養士法第1条第1項に「厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のために必要な栄養の指導、個人の身体状況、栄養状態に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導、特定多数人に対し継続的に食事を提供する施設（特定給食施設という）における利用者の身体状況、栄養状態、利用状況に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導を行うことを業とする」と規定されています。

▶資格取得にあたっての注意事項

管理栄養士免許は栄養士免許と同様に栄養士法に規定されている国家資格です。栄養士免許と異なることは管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣から付与されます。

管理栄養士国家試験受験資格は本大学の卒業条件を満たし、かつ、厚生労働大臣から認可された管理栄養士養成課程の必修科目をすべて履修した場合、卒業時に実施される受験資格があたえられます。※管理栄養士国家試験受験資格は栄養士免許の取得が前提条件です。

【栄養士】

栄養士とは栄養士法に規定されている国家資格です。栄養士法第1条に「栄養士とは都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう」となっています。栄養士が行う栄養の指導は特定給食施設の献立作成などが含まれます。

▶資格取得にあたっての注意事項

資格取得にあたっては、厚生労働省が指定した科目をすべて履修し、本大学の卒業条件を満たし、居住地が愛知県の場合は一括申請により、また、愛知県外の場合は住所地の保健所に個人による申請が必要です。免許は各都道府県知事より与えられます。

管理栄養学科臨地・校外実習について（N115生）

管理栄養士国家試験受験資格取得をしようとする者は、臨地・校外実習4単位を取得しなければならない。臨地・校外実習は学外の病院、老人保健施設、事業所、学校給食センター、保健所、保健センターなどの施設の管理栄養士により直接指導を受ける実習である。実習生は実習に先立ち各施設に必要な基礎知識と技術を習得していることが必要となる。従って、臨地・校外実習開始に当たっては、原則として次の履修条件を満たしていることとする。

1. 2年生秋学期終了時、下記の条件を満たした場合に実習を開始できる。

（ただし、「臨床栄養学Ⅰ」、「臨床栄養学Ⅱ」、「臨床栄養学Ⅲ」、「臨床栄養学実習Ⅰ」、「臨床栄養学実習Ⅱ」、「給食経営管理論」、「給食計画論」、「給食マネジメント実習Ⅰ」、「給食マネジメント実習Ⅱ」の単位を取得していること）

- ① 専門科目群・専門基礎分野科目（必修）のうち、29単位以上を取得していること。
- ② 専門科目群・専門分野科目（必修）のうち、25単位以上を取得していること。
- ③ 専門科目群・周辺領域科目の「医学一般」（必修）の単位を取得していること。

④ 演習科目群・演習科目（必修）の8単位を取得していること。

2. 1.の条件を満たさない場合

条件を満たした時から臨地・校外実習を開始できる。

3. 以下の項目に該当すると思われる学生は実習を開始できない。

① 平素の学業成績において、出席状況や学業成績が良好でない者。

② 学習態度、生活面で、学生として相応しくない行動のあるもの。

教職課程

幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育職員(教員)になるためには、それぞれ相当の教員免許状が必要です。教員免許状取得のためには、「教育職員免許法」及び「教育職員免許法施行規則」に定められた教員養成の教育課程(教職課程)を履修し、所定の単位を修得しなければなりません。

教員免許状を取得しようとする者は、卒業後、教職に就く意思が明確であり、教員となるにふさわしい人格と学業への熱意を持ち、心身ともに健康でなければなりません。したがって、免許状の取得のみを目的にしたり、資格を取得しておけば何かの役に立つのではないかという安易な気持ちで履修することはできません。また、教育実習年度に実施される教員採用試験(実習した自治体)の受験も必須です。

教員免許状の取得

教育職員免許法に基づき、所定の科目の単位を修得することにより、下記の免許状を取得することができます。

管理栄養学科	栄養教諭一種免許状
--------	-----------

教育実習について

教育実習は、教育現場を体験することにより、教育についての理解を深め、情熱を培い、真の教育者としての基盤を作ることを目的とします。

教育実習生は、教員となるにふさわしい適性(人物・学力)を備えた学生であって、教員になることを第一希望とする者です。したがって、品行、学業成績など教育実習生としてふさわしくないと判断された者は、実習をすることができません。

- ① 教育実習は、原則として4年次に行われます。
- ② 教育実習期間は、例年、6月1日または10月1日を含む週を第1週として、栄養教育実習は1週間行われます。
- ③ 実習校の決定、依頼方法、事前指導および実習校との打合せ、実習終了後の手続きと事後指導、教員免許状の授与申請および交付については、随時教職ガイダンス等で詳しく説明します。

教職課程の履修について（N115生）

（1）教職課程の履修条件

教職課程を履修するためには、原則として、次の履修条件を満たしている必要があります。

2年次春学期終了時：①卒業単位数の内、60単位以上の単位を修得していること。

②「共生人間論Ⅰ（ブッダと法然）」を修得していること。

③専門科目群の基礎科目「健康科学概論」を修得していること。

2年次秋学期終了時：①卒業単位数の内、80単位以上の単位を修得していること。

②2年次秋学期までに開講されている「栄養に係る教育に関する科目」のうち「不可」「可」があわせて3分の1を超えないこと。

③2年次秋学期までに開講されている「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」を全て修得していること。

④2年次秋学期までに開講されている「教職に関する科目」の成績が次の条件を満たしていること。

1. 「不可」が2科目以内であること。

2. 「失格」がないこと。

⑤臨地実習のための要件を備えていること。

⑥「食育指導論Ⅰ」と「栄養教育原論」を修得していること。

3年次春学期終了時：①3年次春学期までに開講されている「栄養に係る教育に関する科目」のうち「不可」「可」があわせて3分の1を超えないこと。

②3年次春学期までに開講されている「教職に関する科目」の成績が次の条件を満たしていること。

1. 「不可」が2科目以内であること。

2. 「失格」がないこと。

3年次秋学期終了時：①卒業単位数の内、110単位以上の単位を修得していること。

②3年次秋学期までに開講されている「教科に関する科目」のうち、「不可」「可」があわせて3分の1を超えないこと。

③3年次秋学期までに開講されている「教職に関する科目」を全て修得していること。または、4年次春学期に「教職に関する科目」の全ての履修登録が可能なこと。

④「食育指導論Ⅱ」「栄養教育実習」を修得していること。

（2）履修条件に満たない場合

- 履修条件に満たない場合は、「教育実習」の実習先が決定していても、該当学年での「教育実習」はできません(実習は延期になります)。
- 履修条件に満たない場合は、実習に関わる科目（「教育実習指導」「教職実践演習」）の履修はできません。それ以外の科目の履修はできます。
- なお、履修条件を満たしていても、学生としてふさわしくない言動のある者、身だしなみやマナーのよくない者など教員となる資質が欠如していると判断される者も、該当年次での「教育実習」はできません(実習は延期になります)。

(3) 教職課程委員会の審査

履修条件を満たしているかどうかを確認するため、毎学期、教職課程委員会で単位の修得状況等の審査を行います。特に3年次春学期終了時には厳しく審査を行います。その結果、指導が必要な者には、教職履修に関する意思確認の面談・指導を行います。

免許取得の最低単位数について

次頁以降の教職課程科目一覧の表に示す「免許取得の最低単位数」及び授業科目は、本学の規定によるものです。

教職ガイダンスについて

教職課程履修者は、必ず教職ガイダンスに出席してください。やむを得ない場合を除き、ガイダンスを欠席した者は教職課程履修の意思が無いものとみなします。

ガイダンスの日時は学内掲示板にて連絡します。

『教職履修カルテ』について

教員免許を取得しようとする学生は、教職課程の科目履修を始めてから、「教職実践演習」(4年次秋学期)の授業を受けるまでの間に、各自『教職履修カルテ』(自己評価シート)を作成しなければなりません。

『教職履修カルテ』とは、学生自身が教職課程の授業の中で教師として必要とされる資質能力について、どの程度身に付けたのかを振り返るとともに、今後どのような学習が必要なのかを考える手がかりにするためのものです。

『教職履修カルテ』は、1年次から4年次まで春学期と秋学期の2回、教職履修カルテ登録期間にWeb上(UNIVERSAL PASSPORT)で登録してください。期間内に登録完了していない学生は、教職の意思がないものとみなされます。やむを得ない理由で、期間中の登録が不可能な場合は、必ず事前に教職センターに連絡してください。

教職課程科目一覧

▼健康栄養学部管理栄養学科（N115生）

①教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目						
免許法施行規則に定める科目 及び単位数		左記に対応する開設授業科目				備 考
科 目	単位数	授 業 科 目	開講 年次	単 位 数		
				必修	選択	
日 本 国 憲 法	2	憲 法 と 基 本 権	1	2		
体 育	2	健 康 と 運 動	1	2		} 1科目選択必修
		ス ポー ツ (バドミントン)	1		1	
		ス ポー ツ (テ ニ ス)	1		1	
外国語コミュニケーション	2	総 合 英 語 I	1		1	} 2科目選択必修
		総 合 英 語 II	1		1	
		英 会 話 I	1		1	
		英 会 話 II	1		1	
情 報 機 器 の 操 作	2	情 報 リ テ ラ シ ー A	1	1		
		情 報 リ テ ラ シ ー B	1	1		
免許取得の最低単位数				6	3	

教職課程科目一覧

▼健康栄養学部管理栄養学科（栄養教諭）（N115生）

②教職に関する科目							
免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目				備考
			科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	
必修	選択						
関する教職の意義等に	<ul style="list-style-type: none"> ・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等 	2	教 職 概 論	1	2		免許・資格関連科目
関する教育の基礎理論に	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 	4	教 育 原 理	1	2		免許・資格関連科目
	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。) 		教 育 心 理 学	2	2		免許・資格関連科目
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 		教 育 制 度 論	1	2		免許・資格関連科目
関する教育課程に	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の意義及び編成の方法 	4	教育課程論〔中・高・養・栄〕	2	2		免許・資格関連科目
	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳及び特別活動に関する内容 		道徳教育指導論〔中・養・栄〕	2	2		免許・資格関連科目
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 		教育方法・技術論〔中・高・養・栄〕	2	2		免許・資格関連科目
相生徒指導に指導関する科目	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導の理論及び方法 	4	生徒指導論〔養・栄〕	3	2		免許・資格関連科目
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 		教育相談(カウンセリングを含む)〔中・高・養・栄〕	2	2		免許・資格関連科目
栄養教育実習		2	学校栄養教育実習指導	3~4	1		事前事後指導1単位を含む免許・資格関連科目
			学校栄養教育実習	4	1		免許・資格関連科目
教職実践演習		2	教職実践演習(栄養教諭)	4	2		免許・資格関連科目
免許取得の最低単位数						24	

教職課程科目一覧

▼健康栄養学部管理栄養学科 栄教一種免（栄養教諭）（N115生）

③栄養に係る教育に関する科目					
科目に含める 必要事項	左記に対応する開設授業科目				備 考
	授 業 科 目	開講 年次	単位数		
			必修	選択	
<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教育の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 	食 育 指 導 論 I	2	2		
<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の方法に関する事項 	食 育 指 導 論 II	3	2		
免許取得の最低単位数			4		

食品衛生管理者、食品衛生監視員

食品衛生管理者の職務は、特に衛生上の考慮が必要な食品または添加物の製造加工施設において、衛生が守られるように製造、加工に従事する人の監督、従業員の衛生教育、施設の管理、食品取り扱い設備の管理です。その職場は、粉乳類、食肉製品、食用油脂、食品添加物などの製造又は加工施設を持つ企業です。

食品衛生監視員の職務は、販売あるいは使用される食品、添加物、器具、容器包装、施設などの衛生を確保するため、国や地方自治体の公務員としての活動となります。その職場としては、空港や港の検疫所、保健所、市場衛生検査所、食肉衛生検査所、食品環境指導センターなどがあげられます。必要な履修科目は、食品衛生管理者と同じです。

▶資格取得にあたっての注意事項

食品衛生管理者の資格は、所定の科目を修得して卒業後、主に食品メーカーに採用され、その職務を命ぜられたときに取得できます。

食品衛生監視員（任用資格）は、所定の科目を修得して卒業後、公務員に採用され、食品衛生の部局に配属されて職務を命ぜられたときに取得できる任用資格です。

▼管理栄養学科（N115）

授 業 科 目	開講年次	単位数	備 考
生 活 と 化 学	1	2	
生 化 学 I	1	2	
生 化 学 実 験	1	1	
食 品 学 総 論	1	2	
医 学 一 般	1	2	
解 剖 生 理 学 I	1	2	
環 境 健 康 科 学	2	2	
病 理 学	2	2	
微 生 物 学	2	2	
食 品 衛 生 学	2	2	
食 品 衛 生 学 実 験	2	1	
食 品 学 各 論	2	2	
公 衆 衛 生 学	3	2	
食 品 分 析 論	3	2	
食 品 微 生 物 学	3	2	免許・資格関連科目
応 用 微 生 物 学	3	2	免許・資格関連科目
発 酵 化 学	3	2	免許・資格関連科目
食 品 工 学	3	2	免許・資格関連科目
食 品 開 発 論	4	2	
畜 産 品 製 造 学	4	2	免許・資格関連科目
農 産 品 製 造 学	4	2	免許・資格関連科目
計		40	

フードスペシャリスト

フードスペシャリストは、食に関する広い視野と深い見識をもち、食品の官能評価・鑑別など「食」に関する高度な専門知識・技術を身に付けていることが求められます。食べ物や食生活について、流通・販売者と消費者に的確な情報（品質、安全性、機能性、栄養と健康など）を提供し、またレストランや食堂などで快適な飲食ができるような食空間をコーディネートし、さらに「食」に関する消費者のクレーム等を処理できる能力を持つ専門職に与えられる資格です。

資格取得には、認定試験に合格することが必要で、社団法人日本フードスペシャリスト協会から「フードスペシャリスト資格認定証」が交付されます。

▶資格取得にあたっての注意事項

下記に記載された所定の科目を履修し、修得することで、受験資格が取得できます。

▼管理栄養学科（N115）

授 業 科 目	開講 年次	単 位 数	備 考
食 品 学 総 論	1	2	
食 品 学 実 験 I	1	1	
基 礎 栄 養 学	1	2	
調 理 学	1	2	
調 理 学 実 習 I	1	1	
調 理 学 実 習 II	1	1	
食 品 学 各 論	2	2	
食 品 衛 生 学	2	2	
フードコーディネート論	3	2	免許・資格関連科目
フードスペシャリスト論	3	2	免許・資格関連科目
食 品 分 析 論	3	2	
食 品 機 能 論	3	2	
ス ポ ー ツ 栄 養 学	3	2	
食 品 鑑 別 演 習	4	1	免許・資格関連科目
食 糧 経 済	4	2	免許・資格関連科目
食 品 開 発 論	4	2	
計		28	

NR・サプリメントアドバイザー

本資格は独立行政法人国立健康・栄養研究所が認定していた栄養情報担当者「NR (Nutritional Representative)」と一般社団法人日本臨床栄養協会が認定していた「サプリメントアドバイザー」との統合資格です。両資格とも、厚生労働省から出された「保健機能食品に係わるアドバイザースタッフの養成に関する基本的な考え方」に基づき運用されてきた資格です。

本資格は「健康食品」の市場が急速に拡大するなか、保健機能食品等の製造・販売に関わる業務において、科学的根拠に基づく情報等、適切な情報を提供することによって、消費者の適正な商品選択を支援する重要な役割が期待されています。資格取得にはNR・サプリメントアドバイザー認定試験に合格することが必要で、合格者には一般社団法人日本臨床協会より「資格認定証」が交付されます。

▶資格取得にあたっての注意事項

以下に記載された所定の科目を履修し、修得することで資格認定試験の受験資格が取得できます。

▼管理栄養学科 (N115)

授 業 科 目	開講年次	単位数	備 考
医 学 一 般	1	2	
食 品 学 総 論	1	2	
栄 養 教 育 原 論	1	2	
臨床栄養学 I (疾病・医療)	1	2	
食 品 学 各 論	2	2	
食 品 衛 生 学	2	2	
応 用 栄 養 学 総 論	2	2	
公 衆 衛 生 学	3	2	
食 品 機 能 論	3	2	周辺領域科目
健 康 食 品 学	3	2	周辺領域科目
栄養カウンセリング論	3	2	
栄養カウンセリング実習	3	1	
臨 床 医 薬 概 論	3	2	
食 品 開 発 論	4	2	周辺領域科目
栄 養 情 報 演 習	4	2	
計		29	

統合事業により科目名、開講年次、単位数が変更されることがあります。